

平成 29 年度 第 1 回奨学生募集

①貸付対象者

西ノ島町の出身者で、高等学校、大学若しくはこれと同程度の学校に入学（在学）し、向上心を有する者で経済的事由により修学が困難と認められるもの。

②貸与額

高等学校	月額 25,000 円以内
高等専門学校	月額 50,000 円以内
大学（短大、大学院、専門学校を含む）	月額 50,000 円以内
医療に関する学校については入学金を加えます。 200,000 円以内	

③貸与者の決定

西ノ島町奨学資金貸与選考委員会の審査を経て決定する。（予算の範囲内）

④貸与の時期・返還

- I. 年 2 回に分けて貸与
- II. 返還の始期は卒業 3 年を経過した翌年から貸与を受けた月数の 2 倍に相当する期間内に全額を返済

⑤返還の免除及び減免（優先的に貸与します。）

- I. 医師、歯科医師、看護師、准看護師、薬剤師、作業療法士、理学療法士、保健師、保育士、介護福祉士、介護支援専門員等については免許取得後 3 年以内に町内に居住し、引き続き 5 年以上医療・福祉等に従事した場合は返還を全額免除。
- II. 上記以外の職に就く方で卒業後 3 年以内に町内に居住し、引き続き 5 年以上従事した場合は返還を 2 分の 1 減免（公務員は除く。）

⑥手続きに必要な書類のお受け取り

- I. 西ノ島町教育委員会 教育課（西ノ島町立中央公民館）
- II. 西ノ島町役場 町民課窓口
- III. 西ノ島町役場 別府支所

⑦提出先と提出期限

提出先：上記 3 か所の窓口

提出期限：平成 29 年 1 月 31 日（火）

お問合せ先：西ノ島町教育委員会 教育課（電話：6-0171 FAX：6-1028）

家屋を新築・増築、取壊したら

家屋を新築・増築、取壊した場合、翌年度から固定資産税が変わります。

公平・公正な課税を行うために、家屋を新築・増築、取壊した場合は、役場町民課（6）0103 へご連絡をお願いします。ご連絡をいただいた後、担当者が立会いのもと実地調査を行いますので、ご協力の程よろしくお願います。

また、売買などにより家屋の所有者が変更となった場合にも役場町民課（6）0103 へご連絡をお願いします。

税務・保険年金係からのお知らせ

1 月分の納期限は 1 月 31 日（火）です。（定期口座振替日は 1 月 30 日（月）、再振替日は 2 月 10 日（金）です。）

- 固定資産税 4 期
 - 国民健康保険料 10 期
 - 後期高齢者医療保険料 7 期
- （普通徴収の方）

納付等に関する相談は町民課（6）0103 までご連絡ください。

確定申告書へのマイナンバーの記載等について

平成28年分以降の申告書には、

マイナンバー（12桁）の記載

申告書にはマイナンバー（個人番号）を記載する欄を設けており、申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などのマイナンバーの記載が**必要**です。

+

本人確認書類の提示又は写しの添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が**必要**です。

※控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は**不要**です。

【本人確認書類の例】

例1 マイナンバーカード

例2 通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

住民票（マイナンバー記載があるもの）+運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

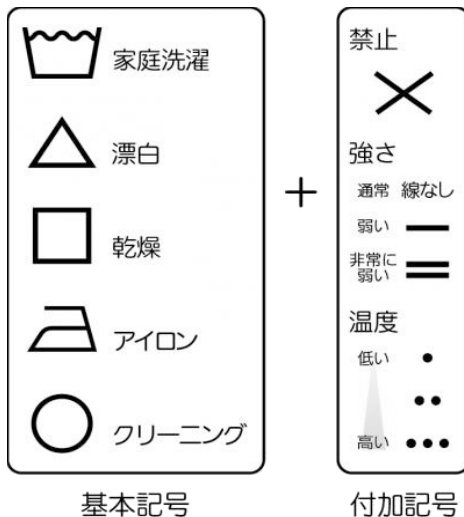


が必要です！



手洗いや洗濯機で弱い洗濯ができる。
洗濯温度は40℃まで。

使用例



新しい洗濯表示

衣類等の繊維製品についている洗濯などの取扱表示は、これまで国内において日本独自の規格を使用してきましたが、12月1日より国際規格に合わせた取扱表示に統一されたことにより表示記号のデザインが変わり、種類も増えています。
今後は「5つの基本記号」と「付加記号」の組み合わせで表示されます。
詳細は消費者庁ホームページで確認できます。

衣類の取扱い表示が変わります